

新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免について

1 経緯

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に関して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、厚生労働省から財政支援の対象となる保険料の取扱い等が示されました。

このことを受け、当広域連合では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る千葉県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱を制定し、保険料の減免に対応することとしました。

2 減免対象者

次の①又は②のいずれかに該当する者

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯の方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

3 減免の対象となる保険料

令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

4 減免の実施状況（令和2年10月1日現在）

令和元年度分	件数：376件	減免額：4,318,500円
令和2年度分	件数：424件	減免額：35,130,200円

5 周知方法

- ① リーフレット（厚生労働省が作成）
 - ・ 6月上旬から市町村等の関係各所に設置を依頼
 - ・ 7月に全被保険者に発送する被保険者証に同封
- ② ポスター（厚生労働省が作成）
 - ・ 7月上旬から市役所等の庁舎内や高齢者の目に留まりやすいさまざまな場所に掲示を依頼（千葉県内1, 100部）
- ③ ホームページ
 - ・ 6月9日に減免の内容を掲載
 - ・ 市町村に掲載を依頼
- ④ 広報紙
 - ・ 令和2年12月発行のちば広域連合だより第29号に掲載予定
 - ・ 市町村発行の広報紙（市民だより等）に掲載を依頼